

市税減額（固定資産税新築家屋分）申告書

令和 年 月 日

大仙市長 老松 博行 様

地方税法附則 第15条の6第1項、第2項 第15条の7第1項、第2項 および大仙市市税条例附則第10条の3の規定により

令和 年度から令和 年度の固定資産税（家屋分）を減額されたく申告します。

納税義務者	住所				
	氏名				
家屋の所在地					
家屋の種類と構造	種類		構造		
完成年月日	年 月 日	家屋の床面積		m ²	
居住の用に供した年月日		年 月 日			
登記事項	登記年月日	年 月 日	家屋番号	- -	
◇当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日まで提出することの出来なかった理由等	〔理由〕				

申告者氏名

※下記欄は記入しないでください

摘要	上記のとおり決定してよろしいか お伺いいたします。			
	市長	課長	班長	担当

地方税法附則第15条の6および7とは、新築された住宅で要件を満たすものについて固定資産税を減額する規定です。

新築された住宅の延床面積が50m²以上（一戸建以外の貸家住宅にあつては40m²以上）280m²以下（併用住宅においては居住部分の割合が1/2以上）の場合において、当該家屋の1/2（ただし、延床面積が120m²を超えるものは120m²分まで）の税額を3年度分（3階以上の中高層耐火建築物の住宅にあつては5年度分）減額します。

また、新築された住宅で、長期優良住宅に認定されているものが上記床面積要件を満たす場合は、5年度分（3階以上の中高層耐火建築物の住宅にあつては7年度分）減額します。

※長期優良住宅の減額申告をする場合は、認定を受けて新築された長期優良住宅であることを証明する書類の写しを添付してください。（長期優良住宅認定通知書の写し）